

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(省庁名: 国土交通省)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成23年度 一般会計補正予算書(第2号)外14件	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房 会計課長 日原 洋文 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年7月8日	(独)国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	1,224,327	1,224,327	100.0%	-	予算書を国会提出前に発行する唯一の機関が(独)国立印刷局であるため。	①ハ	
走行型計測技術による道路トンネル健全性評価の実用化検討業務	分任支出負担行為担当官 福井河川国道事務所長 岩下友也 福井県福井市花堂南2-14-7	平成23年9月15日	国立大学法人 京都大学学長 松本 紘 京都市左京区吉田本町	会計法第29条の3第4項	7,854,000	7,854,000	100.0%	-	第三者機関である「新都市社会融合想像研究会」が産・学・官の連携・協力を図るべく、大学等の研究者を対象に道路に関する研究テーマを公募し、当該法人が応募したものであり、同研究会で審査した結果、当該法人の提案は、道路トンネルにおける交通規制を必要としない構造物の健全性評価手法の実用化等、道路の維持管理における深刻な課題に合致し、的確性、実現性が優れているため、研究テーマとして特定され、研究内容についても同研究会の委員会で報告され承認されており、当該法人が当該業務を行いうる唯一の法人であるため。	①ニ(ハ)	
下川原遺跡発掘調査(整理調査)業務	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局 滋賀国道事務所長 沢田康夫 滋賀県 大津市竜が丘4番5号	平成23年9月1日	滋賀県知事 嘉田由紀子 滋賀県大津市京町4丁目1番1号	会計法第29条の3第4項	1,371,300	1,371,300	100.0%	-	文化財保護法に基づき、地方公共団体が発掘調査を行うものであるため	①イ(イ)	
榎木原遺跡発掘調査(整理調査)業務	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局 滋賀国道事務所長 沢田康夫 滋賀県 大津市竜が丘4番5号	平成23年9月1日	滋賀県知事 嘉田由紀子 滋賀県大津市京町4丁目1番1号	会計法第29条の3第4項	1,422,750	1,422,750	100.0%	-	文化財保護法に基づき、地方公共団体が発掘調査を行うものであるため	①イ(イ)	
道路付帯施設、情報管理施設のアセットマネジメントに関する検討業務業務	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局 滋賀国道事務所長 沢田康夫 滋賀県 大津市竜が丘4番5号	平成23年8月18日	国立大学法人 京都大学学長 松本 紘 京都市左京区吉田本町	会計法第29条の3第4項	7,990,500	7,990,500	100.0%	-	産・学・官の連携、協力を図るべく、「新都市社会融合創造研究会」が研究者を対象に公募し、特定されたもので、24年までの研究が承認されているため。	①ニ(ハ)	
米原バイパス連続プレキャストアーチカルバート盛土の耐震性に関する検討業務	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局 滋賀国道事務所長 沢田康夫 滋賀県 大津市竜が丘4番5号	平成23年9月20日	国立大学法人 京都大学学長 松本 紘 京都市左京区吉田本町	会計法第29条の3第4項	4,200,000	4,200,000	100.0%	-	産・学・官の連携、協力を図るべく、「新都市社会融合創造研究会」が研究者を対象に公募し、特定されたもので、24年までの研究が承認されているため。	①ニ(ハ)	
平成23年度 デジタル道路地図データベース更新業務	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 川崎 正彦 高松市サンポート3-33	平成23年9月5日	(財)日本デジタル道路地図協会 東京都千代田区平河町1-3-13	会計法第29条の3第4項	9,597,000	9,450,000	98.5%	-	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	①ニ(ハ)	

土地賃貸借料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡 泰裕 徳島市上吉野町3-35	平成23年7月20日	非公表	会計法第29条の3第4項	1,331,365	1,331,365	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一に特定される賃貸借契約	①口	
土地賃貸借料	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 森岡 泰裕 徳島市上吉野町3-35	平成23年7月20日	非公表	会計法第29条の3第4項	947,660	947,660	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一に特定される賃貸借契約	①口	
平成23年度和泉地区電線共同溝に関する委託契約	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局松山河川国道事務所長 志々田 武幸 松山市土居田町797-	平成23年8月1日	エヌ・ティ・ティ・インフラ ネット(株)四国支店 高松市上之町2-1-43	会計法第29条の3第4項	-	12,948,600	-	-	一体工事として行うべき道路区域外の施工に責任を有する通信線管理者が唯一の契約相手方	①ニ(口)	
川内川激甚災害対策特別緊急事業埋蔵文化財発掘調査業務(さつま町)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局川内川河川事務所長 久保 朝雄 薩摩川内市東大小路町20-2	平成23年9月30日	さつま町長 日高 政勝 薩摩郡さつま町宮之城出張所屋地1565-2	会計法第29条の3第4項	-	3,170,000	-	-	地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているもの。	①イ(ニ)	
人吉地区堤防等周辺美化(後期)委託	分任支出負担行為担当官九州地方整備局八代河川国道事務所長 笠井 雅広 熊本県八代市萩原町1丁目708-2	平成23年9月9日	人吉市長 田中 信孝 熊本県人吉市麓町16番地	会計法第29条の3第4項	-	5,134,500	-	-	地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているもの	①イ(ニ)	
由仁地区 地域住民参加型事業推進調整委託業務	柳屋 圭吾 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成23年7月11日	由仁町 北海道夕張郡由仁町 新光200番地	会計法第29条の3第4項	2,441,628	2,441,628	100.0%	-	業務履行にあたり必要な情報を有するとともに、地元との調整能力がある唯一の者であるため。	①ニ(ハ)	
由仁外1地区 区画整理事業推進調整等委託業務	柳屋 圭吾 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成23年7月11日	由仁土地改良区 北海道夕張郡由仁町 本町151番地	会計法第29条の3第4項	5,451,387	5,451,387	100.0%	-	業務履行にあたり必要な情報を有するとともに、地元との調整能力がある唯一の者であるため。	①ニ(ハ)	
由仁地区 営農形態・農産物販売状況調査委託業務	柳屋 圭吾 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成23年7月11日	そらち南農業協同組合 北海道夕張郡栗山町 中央3丁目104番地	会計法第29条の3第4項	2,448,108	2,448,108	100.0%	-	業務履行にあたり必要な情報を有するとともに、地元との調整能力がある唯一の者であるため。	①ニ(ハ)	
南長沼地区 換地計画委託業務	柳屋 圭吾 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成23年7月27日	北海道 北海道札幌市中央区 北3条西6丁目	会計法第29条の3第4項	17,800,000	17,800,000	100.0%	-	換地に属する事務については、土地改良法施行令第51条の2の規定により、国営土地改良事業の施行地域の全部が都道府県の区域の一部である場合には、当該都道府県知事が行うこととされているため。	①イ(イ)	

妹背牛地区 用排水路整備推進調整等委託業務	柳屋 圭吾 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成23年7月29日	深川土地改良区 北海道深川市西町10番36号	会計法第29条の3第4項	4,422,573	4,422,573	100.0%	-	業務履行にあたり必要な情報を有するとともに、地元との調整能力がある唯一の者であるため。	①ニ(ハ)	
妹背牛地区 農地集積・地域農業構造等調査委託業務	柳屋 圭吾 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成23年8月2日	妹背牛町 北海道雨竜郡妹背牛町字妹背牛5200番地	会計法第29条の3第4項	2,501,018	2,501,018	100.0%	-	業務履行にあたり必要な情報を有するとともに、地元との調整能力がある唯一の者であるため。	①ニ(ハ)	
道央用水(三期)地区 栗山地域事業推進調査委託業務	柳屋 圭吾 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成23年9月1日	栗山土地改良区 北海道夕張郡栗山町松風3丁目299番地3	会計法第29条の3第4項	1,949,986	1,949,986	100.0%	-	業務履行にあたり必要な情報を有するとともに、地元との調整能力がある唯一の者であるため。	①ニ(ハ)	
道央用水(三期)地区 恵庭地域事業推進調査委託業務	柳屋 圭吾 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成23年9月1日	恵庭土地改良区 北海道恵庭市島松東町3丁目6番12号	会計法第29条の3第4項	1,698,015	1,698,015	100.0%	-	業務履行にあたり必要な情報を有するとともに、地元との調整能力がある唯一の者であるため。	①ニ(ハ)	
道央用水(三期)地区 千歳地域事業推進調査委託業務	柳屋 圭吾 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成23年9月1日	千歳市 北海道千歳市東雲町2丁目34番地	会計法第29条の3第4項	1,697,060	1,697,060	100.0%	-	業務履行にあたり必要な情報を有するとともに、地元との調整能力がある唯一の者であるため。	①ニ(ハ)	
幌新地区 農業水利施設管理状況等調査委託業務	柳屋 圭吾 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成23年9月7日	沼田町土地改良区 北海道雨竜郡沼田町南1条3丁目6番53号	会計法第29条の3第4項	2,702,649	2,702,649	100.0%	-	業務履行にあたり必要な情報を有するとともに、地元との調整能力がある唯一の者であるため。	①ニ(ハ)	
平成23年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房 会計課長 日原 洋文 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年7月26日	北海道知事 北海道札幌市中央区北三条西6丁目	会計法第29条の3第4項	1,193,000	1,193,000	100.0%	-	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①イ(イ)	
平成23年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房 会計課長 日原 洋文 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年7月26日	埼玉県知事 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	会計法第29条の3第4項	1,067,000	1,067,000	100.0%	-	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①イ(イ)	
平成23年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房 会計課長 日原 洋文 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年7月26日	千葉県知事 千葉県千葉市中央区市場町1-1	会計法第29条の3第4項	1,568,000	1,568,000	100.0%	-	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①イ(イ)	

平成23年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房 会計課長 日原 洋文 東京都千代田区霞が 関2-1-3	平成23年7月26日	東京都知事 東京都新宿区西新宿2 -8-1	会計法第29条の3第4項	3,690,000	3,690,000	100.0%	-	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①イ(イ)	
平成23年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房 会計課長 日原 洋文 東京都千代田区霞が 関2-1-3	平成23年7月26日	神奈川県知事 神奈川県横浜市中区 日本大通1	会計法第29条の3第4項	1,892,000	1,892,000	100.0%	-	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①イ(イ)	
平成23年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房 会計課長 日原 洋文 東京都千代田区霞が 関2-1-3	平成23年7月26日	愛知県知事 愛知県名古屋市中区 三の丸3-1-2	会計法第29条の3第4項	1,446,000	1,446,000	100.0%	-	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①イ(イ)	
平成23年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房 会計課長 日原 洋文 東京都千代田区霞が 関2-1-3	平成23年7月26日	大阪府知事 大阪府大阪市中央区 大手前2丁目	会計法第29条の3第4項	1,718,000	1,718,000	100.0%	-	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①イ(イ)	
平成23年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房 会計課長 日原 洋文 東京都千代田区霞が 関2-1-3	平成23年7月26日	兵庫県知事 兵庫県神戸市中央区 下山手通5-10-1	会計法第29条の3第4項	1,138,000	1,138,000	100.0%	-	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①イ(イ)	
仙台空港現場詰所外賃貸借	分任支出負担行為担 当官 東北地方整備局塩釜 港湾・空港整備事務 所長 諸星 一信 多賀城市明月1-4 -6	平成23年7月4日	大東建物管理(株) 東京都港区港南2-16- 1	会計法第29条の3第4項	1,383,559	1,383,559	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一に特定されるため	①ロ	
港湾施設土地使用料(その3)	分任支出負担行為担 当官 東北地方整備局長青 森港湾事務所長 中本 隆 青森市本町3-6-34	平成23年7月21日	東青地域県民局長 青森市幸畑唐崎76- 4	会計法第29条の3第4項	1,609,101	1,609,101	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一に特定されるため	①ロ	
港湾施設土地使用料(その4)	分任支出負担行為担 当官 東北地方整備局長青 森港湾事務所長 中本 隆 青森市本町3-6-34	平成23年7月21日	東青地域県民局長 青森市幸畑唐崎76- 4	会計法第29条の3第4項	1,761,669	1,761,669	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一に特定されるため	①ロ	

小名浜港湾施設使用料	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局小名浜港湾事務所長 西尾 保之 いわき市小名浜字栄町65	平成23年9月21日	福島県知事 福島市杉妻町2-16	会計法第29条の3第4項	2,127,037	2,127,037	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一に特定されるため	①□	
小名浜港湾施設使用料	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局小名浜港湾事務所長 西尾 保之 いわき市小名浜字栄町65	平成23年9月30日	福島県知事 福島市杉妻町2-16	会計法第29条の3第4項	8,432,487	8,432,487	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一に特定されるため	①□	
相馬港山元宿舍借上	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局小名浜港湾事務所長 西尾 保之 いわき市小名浜字栄町65	平成23年9月30日	個人情報保護法に基づき非公開	会計法第29条の3第4項	1,017,600	1,017,600	100.0%	-	立地、経済的な条件により宿舍用に借り上げた物件であり、供給者が一に特定されるため	①□	
土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所長 竹村 淳一 新潟県新潟市中央区入船町4-3778	平成23年7月22日	新潟地域振興局新潟港湾事務所 新潟県新潟市中央区竜が島1-6-3	会計法第29条の3第4項	2,553,353	2,553,353	100.0%	-	作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①□	
土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所長 岸 弘之 新潟県新潟市中央区入船町4-3778	平成23年9月15日	新潟地域振興局新潟港湾事務所 新潟県新潟市中央区竜が島1-6-3	会計法第29条の3第4項	2,199,891	2,199,891	100.0%	-	作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①□	
土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局金沢港湾・空港整備事務所長 水口幸司 石川県金沢市大野町4-2-1	平成23年7月27日	石川県港湾土地造成事業 石川県金沢市鞍月1-1	会計法第29条の3第4項	1,831,270	1,831,270	100.0%	-	作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①□	
土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局金沢港湾・空港整備事務所長 水口幸司 石川県金沢市大野町4-2-1	平成23年8月25日	石川県港湾土地造成事業 石川県金沢市鞍月1-1	会計法第29条の3第4項	885,430	885,430	100.0%	-	作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①□	

土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局金沢港湾・空港整備事務所長 水口幸司 石川県金沢市大野町4-2-1	平成23年9月27日	石川県港湾土地造成事業 石川県金沢市鞍月1-1	会計法第29条の3第4項	2,715,320	2,715,320	100.0%	-	作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①□	
平成23年度 田子の浦港浚渫土運搬処分工事	支出負担行為担当官 中部地方整備局副局長 高橋 浩二 名古屋港区築地町2番地	平成23年8月16日	静岡県知事 静岡市葵区追手町9番6号	会計法第29条の3第4項	52,800,000	52,800,000	100.0%	-	本工事は、直轄浚渫工事により発生する浚渫土砂の運搬及び処分を行うものであるが、底質ダイオキシン類対策指針に基づき処分しなければならぬ。当該指針に基づく浚渫土処分を行ない得るのは、公害防止対策事業の事業主体である静岡県以外にないため。	①イ(イ)	
和歌山下津港本港地区防波堤(外)(2)築造工事の施工により発生する土砂処分料	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 小野憲司 神戸市中央区海岸通29番地(神戸地方合同庁舎)	平成23年8月19日	大阪湾広域臨海環境整備センター 大阪市北区中之島2-2-2	会計法第29条の3第4項	-	@1,890/m ²	-	-	工事実施にあたり、発生する土砂を受入可能な処分場は当所のみであるため。	①イ(ニ)	単価契約
堺泉北港堺2区作業用地賃貸借(その2)	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所長 坂克人 豊中市蛸池西町3丁目371番地	平成23年8月1日	堺市長 竹山 修身 堺市堺区南瓦町3-1	会計法第29条の3第4項	1,720,000	1,404,793	81.7%	-	本件は、堺2区整備事業において、作業用車両通行路を確保するために借入るものである。通行路を当該特定の用地に確保する必要があるため。	①イ(ニ)	
沖洲(外)地区作業用地借入(その3)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局小松島港湾・空港整備事務所長 藤野正宏 徳島県小松島市小松島町字新港9-14	平成23年7月13日	徳島県 徳島県徳島市万代町1-1	会計法第29条の3第4項	1,413,260	1,413,260	100.0%	-	徳島小松島港整備事業のに使用するケーソン仮置作業用地として借入れを行うものであるが、要件(所在地、広さなど)を満たす用地が他にないため	①□	
土地11,350.41m ² 賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局下関港湾事務所長 麻山 健太郎 下関市東大和町2丁目10-2	平成23年7月29日	下関市 下関市南部町1-1	会計法第29条の3第4項	1,162,508	1,162,508	100.0%	-	当該場所で行なえば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため。	①□	
土地5,035m ² 使用料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所長 吉田秀樹 北九州市門司区西海岸1丁目4-40	平成23年9月2日	北九州市 北九州市小倉北区城内1-1	会計法第29条の3第4項	14,278,653	14,278,653	100.0%	-	当該場所で行なえば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①□	
土地6,750m ² 賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局別府港湾・空港整備事務所長 梅崎康浩 別府市石垣東10-3-15	平成23年9月30日	三井造船(株)大分事業所 大分市日吉原3番地	会計法第29条の3第4項	3,088,125	3,088,125	100.0%	-	当該場所で行なえば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①□	

土地19, 470. 0㎡賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所長 三島 理 宮崎市港1-16	平成23年9月30日	旭化成(株)延岡支社 延岡市旭町2-1-3	会計法第29条の3第4項	4,350,000	3,642,000	83.7%	-	当該場所で行なえば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①□	
志布志港外港地区野積場5, 180㎡使用料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局志布志港湾事務所長 石貴 國郎 志布志市志布志町帖6617-182	平成23年8月9日	鹿児島県 鹿児島市鴨池新町10-1	会計法第29条の3第4項	2,689,670	2,689,670	100.0%	-	当該場所で行なえば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①□	
志布志港新若浜地区野積場6, 480㎡使用料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局志布志港湾事務所長 石貴 國郎 志布志市志布志町帖6617-182	平成23年8月10日	鹿児島県 鹿児島市鴨池新町10-1	会計法第29条の3第4項	1,438,560	1,438,560	100.0%	-	当該場所で行なえば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①□	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」(公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議)の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は平成23年度に締結した契約のうち、平成24年度も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、随意契約によらざるを得ない事由を記載することとし、「随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分」欄は、「公共調達の適正化について」記1. (2)①の区分(例:イ(ロ)又は③のイからハに掲げる区分)を記載すること。